

S36.12.13

昭和36(ク)101

実際の判決書（決定書）	ウェブサイト	頁	行
本件抗告を棄却する。	本件抗告、 <u>を</u> 棄却する。	1	2
破綻を招くお <u>それ</u> さえない	破綻を招くお <u>れ</u> さえない	1	11
その <u>他</u> 同条列記の	その <u>地</u> 同条列記の	1	15